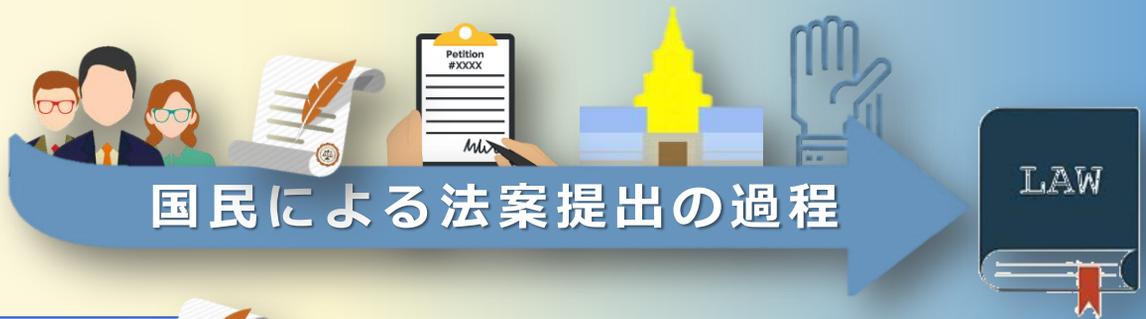


仏暦2564年(西暦2021年)連名法案提出法



連名法案提出とは、連名で通常法案または憲法改正法案を提案することである。連名を行う者は、有権者のみである。



1 法案作成

有権者自らが法案を起草する。

有権者

通常法案の場合、20人以上。
憲法改正の場合、120人以上。



衆議院事務局に対して原案の起草を依頼する。



30日

提出が必要な書類

- 法律案
- 原則及び理由
- 重要な内容の要旨

法案原則がこれに該当するならば、受理を不可とする。

× 国王を元首とする民主制統治又は政体を変化する効力を発生させる。

2 法案受理条件

法案原則が憲法規定に該当するならば、受理を可とする。

- ✓ 第3章 国民の権利及び自由
- ✓ 第5章 国家の義務

署名勧誘



提出

通常法案の場合、衆議院議長宛に提出する
憲法改正案の場合、国会議長宛に提出する。

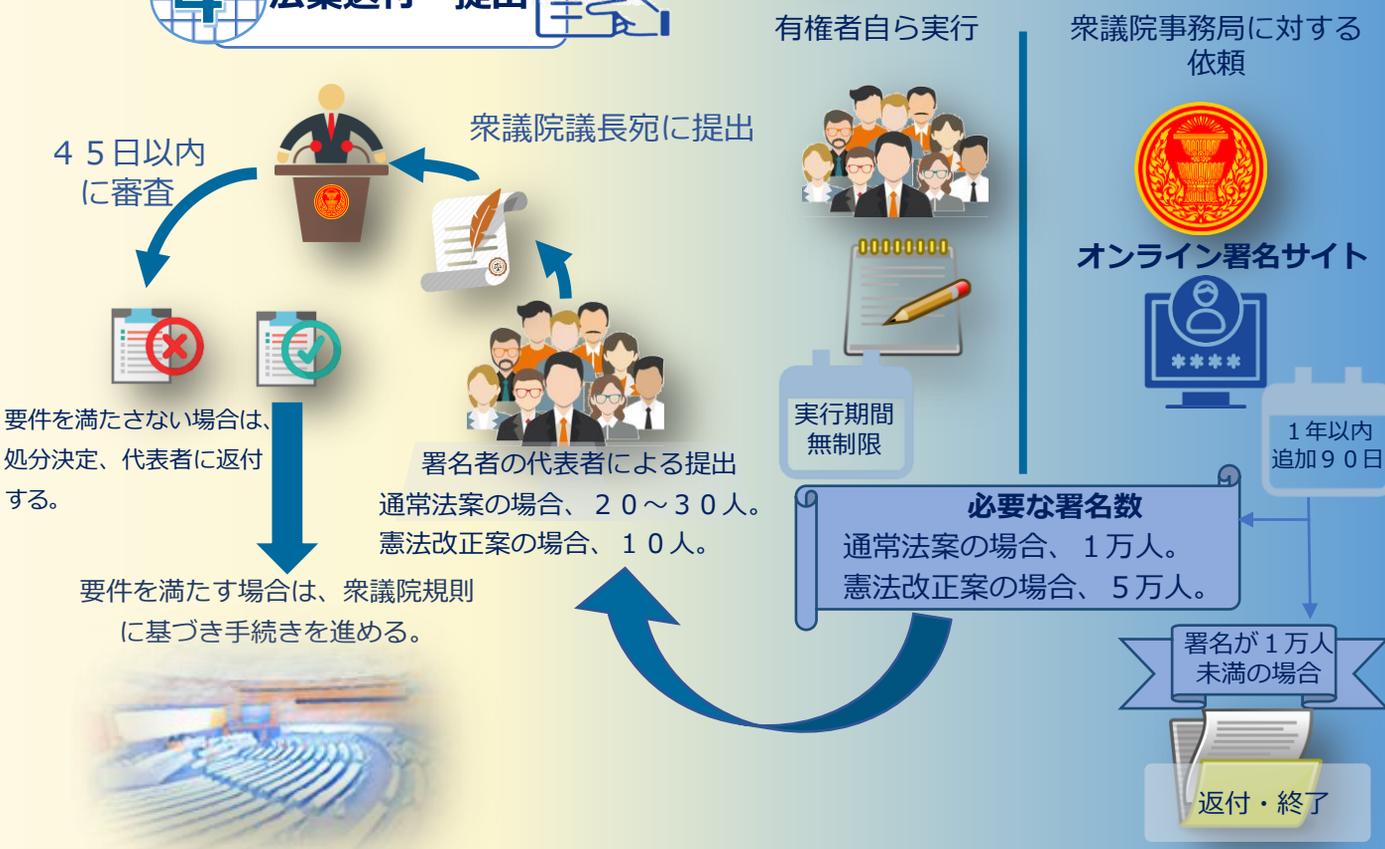
15日以内に返付

国民による法案提出の過程



3 署名勧誘・署名運動

4 法案送付・提出



法案が財政に係る法案である場合は、首相の承認を要する。

他の要点

- ◆ 衆議院議長に法案を提出した後、署名者が署名を撤回した、または死亡した場合、その者がした署名はまだ有効な署名であるとみなす。
- ◆ 法案提出における署名を偽造した者は、裁判による判決が言い渡された日から起算して5年間、選挙権を剥奪される。

任期満了または衆議院解散に伴い廃案となった法案の継続審議

任期満了または衆議院解散に伴い廃案となり、総選挙後に組閣された内閣が継続審議を請求しない法案に関わって、署名者の代表者が総選挙後初めての国会の召集日から起算して120日以内に衆議院議長に書面で審議を主張した場合、新たな連名提出とみなされ、議長は衆議院規則に基づく手続きを進めるとする。